

令和7年5月22日発表

マイナ救急の開始に備えましょう。

マイナ救急とは、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、搬送先医療機関の選定等に役立つ情報を把握することにより、救急業務の円滑化を図る取り組みです。令和7年度、総務省消防庁が行う実証事業に、岡崎市も参加します。

1 マイナ救急について

救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用して、病歴や薬の処方歴などを確認し、適切な処置や搬送先医療機関の選定に活かします。

2 マイナ救急利用の流れ

- (1) マイナンバーカードを健康保険証（マイナ保険証）として利用できるように登録する。
- (2) 救急車を要請する際、マイナ保険証を準備する。
- (3) 到着した救急隊員にマイナ保険証を提示する。
- (4) 救急隊員がマイナ保険証を読み取る。
- (5) 救急隊員が確認した情報を、処置や搬送先医療機関の選定に活かす。

3 マイナ救急によって期待される効果

- (1) 救急隊員の正確な情報把握と伝達
- (2) 適切な処置と円滑な搬送
- (3) 医療機関の事前準備

4 実証事業開始時期

令和7年秋ごろ

＜お問い合わせ先＞

担当部署：消防本部消防救急課

報道責任者：課長 兵藤昌弘 TEL:0564-21-9871

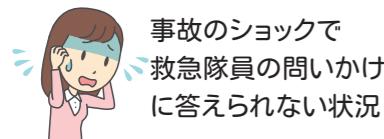
担当者：副課長 杉田克彦 TEL:0564-21-9872

あって良かったマイナ救急

~昨年度の実証事業における活用事例~

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

事例① 交通事故にあった20代女性

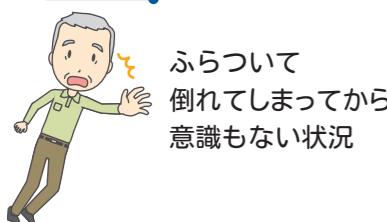


パニック状態でも
正確な医療情報を伝える
ことができました。



1

事例② 外出先で倒れてしまった60代男性



適切な処置を受ける
ことができ、
その場で会話が
可能な状態まで
に回復できました。



事例③ 母が外国籍の5歳女兒



医療機関の受け入れ
準備がスムーズに
整いました。



※母は日本語を話すことができず救急隊員
に情報を伝えることができない状況

マイナ救急を利用するためには、マイナ保険証の登録が必要です。

いつ、だれかが救急車を呼ぶことになるか分かりません。
自分の命を守るために、まずは
マイナ保険証の登録を!!



登録方法



マイナ救急



詳しくは、
こちらから



今年の秋頃から岡崎市でマイナ救急実証事業が始まります。
マイナ保険証を登録・携行し緊急時に備えましょう。

岡崎市消防本部マスクットキャラクター
レッサーくん

マイナ救急 始まる!



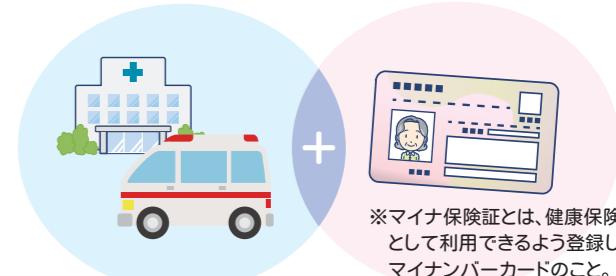
救急車を呼ぶような緊急事態が起こった時、あなたは駆けつけた救急隊員へ、落ち着いて自分自身や家族の医療情報を伝えられるでしょうか。実際の救急現場では、慌てて思い出せなかったり、おくすり手帳を忘れてしまったりと「病歴」や薬の「処方歴」などの医療情報が救急隊員へ伝わらない場面が少なからずあります。

また、これらの医療情報は、専門性が高いことから自身や家族の情報を把握していないこともあるかもしれません。そんな時、あなたの味方になるのが「マイナ救急」です。この度、総務省消防庁が実施する実証事業に、岡崎市も参加します。マイナ救急を知り、緊急時に備えましょう。

消防救急課 ☎21・9886 FAX21・9821

－マイナ救急とは？－

救急隊員が傷病者のマイナ保険証^{*}を活用して、救急活動に
関係する傷病者の医療情報などを把握し、搬送先医療機関の
選定などに活かす取組のことです。昨年度一部の地域で行わ
れた実証事業が、今年度は全国的に展開されます。



*マイナ保険証とは、健康保険証として利用できるよう登録したマイナンバーカードのこと。

－利用の流れ－

119番通報時



※意識不明など同意が得られない状況で、生命・身体の保護の必要があると救急隊員が判断した場合は、
家族などの関係者からマイナ保険証の提示があれば、同意なしで情報を閲覧することができます。

－期待される効果－

正確な情報の
把握と伝達

適切な処置、
円滑な搬送

医療機関の
事前準備

